

盗聴と「検察の知恵」

——巨悪は眠る——

検察官のバッジは、真中に太陽、その回りに菊をあしらい「秋霜烈日」を象徴する。秋霜烈日とは、「秋に降りる霜」と「夏の激しい日射し」を意味する。バッジは、法を厳正に執行する検事の理想像をあらわしている。

しかしあらゆる権力は、必ず腐敗する。絶対的権力は絶対的に腐敗する。検察もその例外ではない。

1986年11月のこと。東京都町田市に住む緒方氏（当時、日本共産党国際部長）は、電話で話し中に雑音が入るのに気づき、NTTの町田局に調査を依頼した。その結果、100メートルほど離れたマンションの一室にケーブルが敷かれ、緒方宅が盗聴されているのが発見された。

緒方氏は、被疑者不詳のまま、東京地検に告発、地検特捜部は捜査を開始した。

捜査の結果、意外にも、神奈川県警本部の現職警察官4名が被疑者として浮かび上った。地検の取調べに対し警察官は黙秘したが、アパートの部屋から警察官の指紋や新聞紙、お菓子、クリーニング店の番号札など300点の遺留品が発見され、彼らの関与が明らかとなった。

だが事件は、意外にも4名の警察官だけでなく、神奈川県警の「組織ぐるみの犯行」の疑いが濃厚となった。さらに驚いたことに、県警の背後に、コードネーム「さくら部隊」と呼ばれる、警察庁直轄の秘密組織の存在も疑われた。

憲法21条2項を持出すまでもなく、盗聴は違法である。事件は現職警官による、明白な犯罪行為であった。（注）憲法21条2項：「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」

検察のトップは「検察のエース」といわれた伊藤栄樹氏。彼は日頃より「巨悪は眠らせない」と豪語し、マスコミからは「ミスター検察」ともてはやされていた。法務、検察の中枢を歴任した、エリート検事である。単に頭脳明晰の優等生というだけではなく、特捜検事時代には造船疑獄の捜査に参加し、ハラがすわった人物と見られていた。

世間は検察がこの事件をどう処理するかに注目した。

しかし検察にはジレンマがあった。警察との日頃の緊密な関係がそれである。犯罪が発生す

ると、警察が第1次的に捜査を行い、検察庁に事件を送付する。検事は必要であれば補充捜査を行い、公判を維持する。検察と警察との関係は、きわめて近い。

「仲間」に対しあまり厳しい措置をすると、検察と警察との関係にしこりを残す恐れがあつた。（事実、当時ある検察幹部は「この事件を起訴すれば、今後30年間は警察の協力が得られなくなるかも知れない」と述懐している。）苦慮した地検は、巡査部長と巡査の2人は起訴猶予、警部と警部補の2人は不起訴とした。つまり、全員が起訴を免れた。

——警察と検察のヤミ取引——

この間の事情を、後に伊藤氏は回想録の中で、「今回の処置は検察、警察の双方にしこりを残さない知恵である」と自賛した。

キャリアの司法官僚の考えを知るのに有用なので、少し長くなるが、引用する。

ここで、たとえ話を1つしよう。よその国の話である。

その国の警察は、清潔かつ能率的であるが、指導者が若いせいか、大義のためには小事にこだわらぬといった空氣がある。そんなことから、警察の一部門で、治安維持の完全を期するために、法律に触れる手段を継続的にとってきたが、ある日、これが検察に見付かり、検察は捜査を開始した。

やがて、警察の末端実行部隊が判明した。ここで、この国の検察トップは考えた。末端部隊による実行の裏には、警察のトップ以下の指示ないし許可があるものと思われる。末端の者だけを処罰したのでは、正義に反する。さりとて、これから指揮系統を次第に遡って、つぎつぎと検挙してトップにまで至ろうとすれば、問題の部門だけでなく、警察全体が抵抗するだろう。その場合、検察は、警察に勝てるか。どうも必ず勝てるとはいえないさそうだ。勝てたとしても、双方に大きなしこりが残り、治安維持上困った事態になるおそれがある。

それでは、警察のトップに説いてみよう。目的のいかんを問わず、警察活動に違法な手段をとることは、すべきでないと思わないか。どうしてもそういう手段をとる必要があるのなら、それを可能にする法律をつくったらよかろう、と。

結局、この国では、警察が、違法な手段は今後一切とらないことを誓い、その保障手段も示したところから、事件は、1人の起訴者も出さないで終わってしまった。検察のトップは、これが国民のためにベストな別れであったといっていたそうである。こういうおとぎ話。

伊藤氏は、敢えて「おとぎ話」と断っているが、その後の調査で、ほぼこの通りの事実であったことがはっきりしている。

警察は、地検の処分が決まる直前に、検察当局に2通の極秘文書を提出し「寛大な処分」を求めた。この中で警察は、盗聴工作を行った2人の警察官に「相応の懲戒処分」をとり、今後の「再発防止に努める」と誓約した。この誓約と引きかえに、警官は全員起訴を免れた。

おとぎ話の中で、彼はこうも語っている。

わが国でも、かりに警察や自衛隊というような大きな実力部隊を持つ組織が組織的な犯罪を犯したような場合に、検察は、これと対決して、犯罪処罰の目的を果たすことができるかどうか、怪しいとしなければならない。そんなときにも、検察の力の限界が見えるであろう。もっとも、そのときはそのときで、どこかの国でのように智恵を働かす余地がないでもないが。

要するに、実力部隊を持つ組織の犯罪には対決できないというのである。「長い物には巻かれろ」というに等しい。これが法の執行を担う検察のトップの言葉であった。

（もっとも、「警察が政権与党を盗聴した場合も、不起訴で一件落着するのか？」と問われれば、おそらく違った答えが返ってくるだろう。起訴、不起訴どちらの答えにせよ、いかがわしい話ではある。）

——エリート司法官僚の限界——

当然ながら「ミスター検察」は、市民からの激しい批判に曝された。

実際、この当時、新聞社に寄せられた投書には、傾聴すべきものが多い。読者の声から幾つかを引用する。（1987年8月7日付、9日付朝日新聞）

起訴猶予処分とした特捜部の態度は理解に苦しむ。これこそまさに検事総長のいわれる巨悪ではないか。こういう犯罪の検査にこそ特捜部の存在意義があるのではないか……。警察幹部が辞職しても再発防止の歯止めができたと考えるのは甘いのではないか……。警察の組織的犯罪である以上、幹部の1人や2人が変わったところで体質が変わるとは思えない。

警察とは独立の検察が、曖昧に決着させたことは、国民に対する犯罪行為と言っても過言ではない。事件の再発防止を約束すれば、犯罪の内容を明らかにすることな

く、誰も処罰されないのなら、日本に警察も検察も必要ないのではないか？

投書の中でもユニークなのは「共産党が警察を盗聴してもうやむやにするのか」という市民の反撥である。

些細な交通違反には情け容赦もないが、自分達の犯罪となるとうやむやにしてしまう。これが反対に、共産党が警察を盗聴したとすればどうであろうか。何人も法の下には平等であるという原理が守られるか。ナチスのドイツ国会爆破、関東軍による満鉄爆破、そしてフィリピンのアキノ暗殺など、権力側の犯罪はやがて国家を危うくする。スパイ防止法が成立したら、今回のような事件はいともたやすく、闇に葬られてしまうだろう。

法の一翼を担う者たちが、組織的に違法行為を行っていた。事案は悪質である。それなら検察の役目は、容疑者を起訴することにある。有罪か無罪かの判断は裁判所の役目である。だが、伊藤氏は警察・検察間の取引で事件をうやむやに「密室処理」させ、不起訴とした。密室処理の害は大きい。それは、結局、検察への不信となって自らに返ってくる。実際、この盗聴事件処理以来、わたしの検察への信頼は決定的に揺らいだ。

末端の者であろうと大物であろうと、違法行為をした者は責任を負う。それが法治主義の大原則である。仮に末端の者だけを処罰するのが正義に反するなら、つぎつぎと検挙してトップに至れば良い。そこに躊躇があつてはならない。伊藤氏には筋を通す愚直さが欠けていたし、わたしはそこにエリート司法官僚の限界を見る。

伊藤氏は組織のしがらみに縛られ、法の精神を見失った。それは優秀といわれるエリートの陥りやすいワナである。もし、警官を起訴したことによって、30年間警察の協力が得られなくなるのであれば、それはそれでやむを得ない。われわれはその程度の警察を持ったのである。「ミスター検察」はこうハラをくくるべきだった。そう見切るべきだった。だが、彼にはそれができなかつた。

これからも「密室処理」する例は、いく度となく繰り返されるだろう。そのたびに、検察不信はじわじわと広がっていく。それはやがて社会を蝕む。伊藤氏がそこまで「密室処理」の害を考えていたとは、わたしには到底思えないのだが……。

——権力を見る視点——

被害者の緒方氏宅の情報は全部警察に筒抜けになっていた。家族、親戚、友人、知人との私的な会話も職業上の会話も筒抜けになっていたんだろう。しかし密室処理をしたために、警察が「緒方関連情報」をどのように利用したかもわからない。違法な情報がその後破棄されたか否かもわからない。

当時、共産党は「共産党関係者が盗聴された事件は戦後だけで30件にのぼる」と主張している。共産党の主張が事実かどうかは、わたしは知らない。

しかし警察は今回の盗聴事件を説明する社会的責任を果たすべきであった。だが全てはヤミからヤミへ葬られた。結果的に伊藤氏は、違法を覆い隠すのに手を貸したことになる。

だが、事件はこれで一件落着、メデタシ、メデタシ……。そうは間屋がおろさなかつた。検察が関係者を訴追しなかつたため、緒方氏は民事訴訟を提起し、事件の解明を計った。「警察庁、神奈川県警が組織的に盗聴事件に関与した」ことを理由として、国と神奈川県、関係した警官ら4名を相手取り、3600万円相当の損害賠償を求めた。

だが、裁判所が再三出頭するよう求めても、警官らは出頭することを拒否。被告の国と神奈川県は、盗聴の事実さえ認めず争ったが、説得力のある反論は為し得ず、一番では敗訴。

控訴審の東京高裁は、国と県の責任を認め、400万円の支払いを命じた。これに対して国と神奈川県は上告を断念し、高裁判決は確定した。

上告断念に際し、神奈川県警は「判決内容には承服しがたいが……上告を断念せざるを得ない」と、相変わらず責任逃れのコメントを発表。警察は検察に謝罪したが、被害者に対しては何らの謝罪もしなかつた。

どんな権力であろうと権威であろうと、所詮それを支えるのは1人1人の個人である。その個人はどんなにエリートであろうと、いやかえってエリートだからこそ、上司には弱かつたり、優柔不断だったり、妥協的であったり、真の国益より組織防衛を優先する。愚直であり続けることができない。

検察にも派閥もあればゴマすりもいる。検察官だけが特別に倫理性の高い人物の集団ではない。彼らもわれわれと全く同じである。（ただ、検察の名誉のためにいえば、日本の官僚組織の中でも特捜部は比較的クリーンな組織であった。かつては、捜査が政治的な思惑に影響されるのを嫌い、「國滅ぶとも正義は行われるべし」を信条にした検察幹部もいた。）

何人も組織固有の打算や個人の保身から自由であることは出来ない。だから、検察が公正・中立だと妄信するのではなく、彼らも弱い人間にすぎず、保身のためひどい判断ミスを犯す

と知るべきである。権力は常に批判し、監視し続けなければならない。

伊藤氏は故人となつたが、まさか民事訴訟という形で事件が長引き、その度に検察の不手際が批判されようとは予想もしなかつたろう。「検察の知恵」は案に相違して、大きな災厄をもたらした。